

令和5年度

監査報告書

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

留萌市監査委員

財政援助団体等監査報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査を実施した監査委員名

武 田 浩 一
村 上 均

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

令和5年11月13日～令和6年3月27日

(2) 監査の対象とした団体及び所管部局

指定管理者 特定非営利活動法人 るもいコホートピア
指定管理施設名 留萌市健康づくり交流センター
所管部局 留萌市市民健康部コホートピア推進室

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和4年度の指定管理者における指定管理業務等及び関連する所管部局指定管理事務

(4) 監査の目的又は着眼点

公の施設の指定管理に関して、指定の手続き等が適正に行われているか、また、指定管理にかかわる事業の出納その他の事務について適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうか、更には、指定管理者に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかどうかを目的として実施した。

なお、着眼点は次のとおりである。

(指定管理者関係)

- ① 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ⑤ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ⑥ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑦ その他

(所管部局関係)

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用促進の奨励に努めているか。
- ⑨ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。また指定管理者の費用で実施させていないか。

(5) 監査の方法

指定管理者及び所管部局に關係書類・帳簿等の提出を求め、書類審査を行い、

必要に応じて指定管理者団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し、実地検査を行った。

なお、指定管理者および所管部局に提出を求めた書類は次のとおりである。

① 指定管理者に提出を求めた書類

- ア 経理規程（指定管理に関わるもの）
- イ 当該施設についての管理運営規程
- ウ 指定管理施設分についての収支予算書（令和４年度）
- エ 指定管理施設分についての収支決算書（令和４年度）
- オ 指定管理施設における市民・団体からの使用申請書（令和４年度）
- カ 指定管理施設における備品台帳
- キ 指定管理施設における収入・支出伝票（令和４年度）
- ク 指定管理に係る預金通帳（令和４年度）
- ケ その他指定管理にかかる諸規程

② 所管部局に提出を求めた書類

- ア 指定管理者の公募に関する決裁及び関係書類
- イ 指定管理を受けようとする団体からの申込書及び添付書類
- ウ 当該指定管理者を選定するに当たっての選定委員会議事録及び関係書類
- エ 当該指定管理者を選定するに当たって公募を実施しなかった場合、公募によらないで選考することとなった経過が分かる書類
- オ 当該指定管理者の指定を行った時の議決書の写し
- カ 当該指定管理者の指定の告示の決裁及び告示
- キ 当該指定管理者と市長等で取り交わした協定書
- ク 当該指定管理者より報告された事業報告書
- ケ 当該施設の利用状況
- コ 指定管理者の評価にあたっての選定委員会議事録及び関係書類
- サ 指定管理者の評価の公表に関する書類
- シ 仕様書
- ス 業務計画書
- セ 業務報告書及び月報
- ソ 業務実施状況及び施設の管理状況の確認書類
- タ 利用料金等の承認に関する書類

チ 保険の付保がわかる書類

4 監査の結果

(1) 指定管理の経過

公の施設について、民間活力の導入により質の高いサービスの提供と管理の効率性及び地方自治体の経費の削減を図る観点から、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理業務に指定管理制度が適用され、留萌市においても、平成15年12月に「留萌市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定した。

留萌市健康づくり交流センターについては、平成24年度より指定管理者制度を導入し、以後、指定管理期間を3年間とし、令和3年4月に現指定管理者と4期目の基本協定を締結したものである。

(2) 施設の利用状況

留萌市健康づくり交流センターの平成24年度から令和4年度までの利用者数の推移は次のとおりである。

留萌市健康づくり交流センター利用者数の推移

単位：(人)

年 度	開館日数 (日)	利用者数 (人)	備 考
平成24年度	299	12,724	指定管理者による管理開始
平成25年度	299	14,169	
平成26年度	299	14,813	
平成27年度	299	15,473	
平成28年度	298	16,167	
平成29年度	297	16,226	
平成30年度	297	13,328	
令和元年度	282	12,227	
令和2年度	271	5,234	
令和3年度	201	5,013	
令和4年度	297	6,689	

平成23年度までは留萌市による管理であり、平成24年度より指定管理による運用が開始された。平成30年度は、指定管理事業外の「目のコホート研究」事業による利用が終了したことにより前年比2,898人(17.9%)の減となった。

令和2年度以降の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。

(3) 指定管理委託料の推移

指定管理者による管理開始の平成24年度から令和4年度までの指定管理委託料の推移は次表のとおりである。

留萌市健康づくり交流センター指定管理料の推移(実績)

単位：(円)

年 度	指定管理委託料 (円)	備 考
平成24年度	18,507,440	指定管理者管理(第1期)
平成25年度	18,549,401	
平成26年度	19,088,240	
平成27年度	23,501,963	指定管理者管理(第2期)
平成28年度	23,532,419	
平成29年度	23,640,635	
平成30年度	23,911,866	指定管理者管理(第3期)
令和元年度	23,797,094	
令和2年度	23,856,174	
令和3年度	24,746,560	指定管理者管理(第4期)
令和4年度	24,699,040	

令和3年度からの4期目以降の指定管理委託料については、屋根の雪下ろし、草刈り等の外注分を算入し増加している。

(4) 指定管理者の監査結果

指定管理者の監査の結果は、次のとおりであるが、軽易な指摘事項については、口頭で行った。

① 指定管理施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

- ・ 指摘事項なし

② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ア 協定書第23条第1項では、令和4年度業務計画書については前年度の1月末までに市に提出し、承認を得なければならないことになっているが、3月末に提出されていた。

イ 事業計画書に記載されていない指定管理事業について、事業報告書で報告されているが、事業報告書には、市と協議して実施した新規事業の旨を記載すべきである。

③ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

- ・ 指摘事項なし

④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

ア 毎月の収支内容と収支決算書の照合を図るに当たり、出納簿を整備されたい。

イ 出納簿は、預金残高を突合できる形式に整備されたい。

ウ 決算時における未払金・未収金の伝票を作成し保管していたが、収支決算書へ反映されている内訳が不明確であった。また、未払金の支払い時期、未収金の収入時期も不明確であった。

エ コピー代の領収書控えが一部保管されていなかった。

オ 令和4年度に、令和2年度決算補正分精算という金額の調整を行っているが、年度内に精算すべきである。

⑤ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

- ・ 指摘事項なし

⑥ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

ア 自主事業の実施に係る経費について、指定管理業務に係る支出と明確に区分されたい。

イ 事業計画書に記載されていない自主事業について、事業報告書で報告されているが、協定書第46条第3項に定める手続き（事前の市の承諾）がされていないものがある。

⑦ その他

ア 施設利用について、施設利用申込書下段に記載の貸出条件である「内容が健康づくりに資する事業であること」にそぐわない利用が見受けられた。

イ 活動計算書（決算書）の水道光熱費の科目欄に賃貸料の金額を記載していた。

(5) 所管部局の関係書類の監査結果

指定管理の所管部局に対する監査結果は、次のとおりであるが、軽易な指摘事項は口頭で行った。

① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

- ・ 指摘事項なし

② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ア 留萌市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成23年9月29日規則第27号）の第5条に定める留萌市指定管理者指定決定通知書（別記様式第5号）が通知されていない。

③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

ア 指定管理委託料は、債務負担行為として予算で定めているが、債務負担の支出負担行為書の決裁が保管されていない。

④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

ア 協定書、仕様書、選定手続要項等について旧式の雛形を使用しており、現在は総務課により更新されていることから、作成の際は留意されたい。

⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

- ・ 指摘事項なし。

⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。

ア 月報の適切な点検がなされていない。また、月報及び収支状況の内容を審査していない。

イ 事業計画書に記載されていない指定管理事業について、事業報告書で報告されているが、事業実施の経過や協議の内容、決定行為は文書にして残すべきである。

ウ 事業計画書に記載されていない自主事業について、事業報告書で報告されているが、協定書第46条第3項に定める手続き（事前の市の承諾）がされ

ていないものがある。

⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ア 会計経理について、月末及び年度末において、預金残高と収支の照合を図られたい。また、留萌市健康づくり交流センターの指定管理者による管理に関する基本協定書第 25 条に定める実地調査を適切に行うなど、適正な管理及び運営がされているかの確認を要望する。

⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

- ・ 指摘事項なし

⑨ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。また指定管理者の費用で実施させていないか。

ア 協定書第 20 条第 1 項において、20 万円以上の施設の修繕は市が実施することとなっているが、20 万円を超過しているにもかかわらず指定管理者が実施しているものが見受けられた。所管課は修繕費を予算付けすべきであり、例外的に実施する場合においては、経過や協議の内容、決定行為について文書で残すべきである。

5. まとめ

本指定管理施設については、平成 24 年度から 12 年間にわたり、特定非営利活動法人るもいコホートピアが指定管理者として、継続的に業務を担ってきたところであり、本監査においては、その 11 年目の指定管理者の業務について監査を実施した。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、利用者の目線に立ち、高い意識をもって適切に施設の管理・運営を行っており、指定管理者監査において、指摘を行った事項はあるものの、おおむね適正に管理業務を遂行しているものと言える。

一方、指摘した事項として、指定管理者の会計処理について、管理者の経理規程に基づき行われることから市と同一の処理方式をとる必要はないが、監査の実施にあたり毎月の収支内容と月末残高の照合が困難な状況であったため、経理簿の整備を要望したところである。

また、所管部局においては、月報及び収支状況の審査の必要性と基本協定書第25条に定める実地調査の必要性を指摘している。

今後、所管課と指定管理者との連携を密にされたなかで、所管課からの指導・助言等により、問題点等の改善が図られ、本市、指定管理制度の発展と公の施設における住民利用の利便性が向上することを期待する。